

平成29年3月吉日

一般社団法人 熊本市薬剤師会  
会長 村瀬 元治

## 研修会における参加費徴収に関するお知らせ

早春の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、表記の件について、現在、他支部薬剤師会に所属されている方が市薬主催の研修会へ参加する場合には、参加費を徴収しておりません。しかし、研修会は市薬の年会費で運営しているため、市薬非会員が参加費不要であるのは不公平であるというご意見を多数いただきました。

つきましては、2月の理事会において十分な検討を重ねた結果、他支部との整合性を計るために4月以降に開催される市薬主催の研修会においては市薬の会員及び学生以外是非会員とみなし、他支部薬剤師会会員であっても、参加費を徴収させていただく事を決定致しました。なお、参加費については現在の2,000円から変更はございません。

参加費徴収の目的はお金を集めることではなく、あくまで、市薬の会員と非会員の公平性を期すためであり、また一人でも多く、市薬会員になって頂きたく期待しているためです。何卒ご了承願います。

### [実施要領]

1. 市薬会員および学生からは原則として徴収しない。
2. 非会員からは参加費として2,000円を徴収する。
3. 平成29年4月以降に開催される市薬主催の研修会を対象とする。
4. 非会員から会費を徴収する場合は、行事案内にその旨記載する。
5. 市薬入会同意書を提出した時点から会員扱いとし、参加費は徴収しない。

(市薬入会同意書を提出後は、速やかに該当ブロックのブロック長または市薬事務局に申込書を提出して下さい。なお、年会費は勤務薬剤師の場合7,000円です。)